

(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果 (案)

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・特定建築物・交通施設等の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

(a) 市有特定建築物の耐震化

・地震発生時に、市有特定建築物の被害を軽減し、市民・利用者の安全と市役所業務の継続性を確保するため、適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じて計画的に耐震化を図る必要がある。(各施設所管課)

(b・c) 市有特定建築物のブロック塀撤去の促進

・地震発生時に、市有特定建築物のブロック塀の倒壊による被害を軽減し、市民・利用者の安全を確保するため、危険なブロック塀等の撤去を促進する必要がある。(各施設所管課)

・道路利用者等の安全確保のため、道路等に面する危険なブロック塀等の撤去を促進する必要がある。(土木管理課)

(d・e) 市有特定建築物の長寿命化及び適正管理の推進

・地震発生時に、市有特定建築物の被害を軽減するため、引き続き長寿命化対策に取り組む必要がある。(各施設所管課)

・公共住宅等の内、今後、建替の検討が必要な戸数が占める割合が32%(平成30年3月現在)であり、地震発生時に入居者の生命、安全を確保し、住宅の被害を軽減するため、引き続き長寿命化対策に取り組む必要がある。(住宅課)

(f・g・h・i) 民間住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等撤去の促進

・地震発生時に、市民の生命及び財産を守るため、旧耐震基準の民間住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。(建築課)

・地震発生時に、市民の生命及び財産を守るため、危険なブロック塀等の撤去を促進する必要がある。(建築課)

・道路利用者等の安全確保のため、道路等に面する危険なブロック塀等及び適切な管理がなされていない空き家等の撤去を促進する必要がある。(建設政策課、土木管理課)

・商店街利用者等の安全確保のため、商店街のアーケードの適切な維持管理を行うことを働きかけるとともに、老朽化による施設の再整備を検討していく必要がある。(都市計画課)

(j) 医療施設、社会福祉施設、社会体育施設、社会教育施設等の耐震化

・医療施設、社会福祉施設等のような不特定多数が利用する建築物は、災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。(健幸都市推進課、社会・障がい者福祉課、文化課、企業管理課)

(k) 大規模盛土造成地の把握（大規模盛土造成地マップの公表）

・県が作成した大規模盛土造成地マップを公表し、市民の防災意識の向上及び所有者の宅地安全性向上を促すとともに、面的に行う滑動崩落対策等を検討する必要がある。（都市計画課）

(l) 市民の防災意識の向上

・市民、事業者、防災関係機関と連携を図り、市民の避難訓練や防災講演会などを実施するとともに、市報やホームページによる啓発活動を通じて、一過性の取組みとならないよう防災意識の向上を図る必要がある。（防災安全課）

(m) 不燃化を伴う区域の指定

・県と連携し建築基準法に基づき、屋根の不燃化及び延焼の恐れのある外壁の準防火性能化等を行う区域を指定し、市街地における防火対策を促進する必要がある。（都市計画課）

1-2 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(a) 気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進

・近年頻発する集中豪雨を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などに対して、雨水貯留施設や河川改修等のハード対策により、浸水被害の軽減に取り組む必要がある。また、今後は流域全体で行う治水「流域治水」へ転換するため、流域全体で早急を実施すべき対策の全体像を『遠賀川水系流域治水プロジェクト』として示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策に取り組む必要がある。（土木管理課、土木建設課）

(b・c・d・e) 新技術等を活用した災害対策の構築

・市民が災害時に自主的に避難行動を取ることができるよう、国や県が設置する水位計や河川監視カメラの情報収集に努めるとともに、危機管理型水位計及び河川監視カメラの設置について、必要に応じて検討する必要がある。（防災安全課、土木管理課）

・災害発生直後に迅速かつ安全に被害状況を把握し、地域住民へ速やかな情報提供を行うため及び災害復旧事業に活用するために、現場で効率的に被害状況を把握できるドローン3台を導入し、その有効活用に向けた検討とともに操縦者の操作技術の向上を図る必要がある。（防災安全課）

(f) 下水道による都市浸水対策

・下水道雨水管渠や雨水ポンプの整備、老朽化しているポンプ設備の改築、雨水ポンプ場の耐震化・耐水化などを推進する必要がある。（土木管理課、上下水道施設課、下水道課）

(g・h) 洪水及び内水に対するハザードマップの作成

・市民に対する適切な情報提供、啓発等による防災意識の向上を図るため、洪水ハザードマ

ップ及び内水ハザードマップを作成、更新、公表し、ハザードマップに基づいた防災訓練等の計画的な実施を検討する必要がある。(防災安全課、下水道課)

(i・j) 「水防災意識社会の再構築ビジョン」の推進

・河川管理者・県・市町村等からなる「遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会」において、減災のための目標を共有し、河川におけるハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進しており、今後も継続して取り組む必要がある。(防災安全課)

(k・l) 地域防災力強化に向けた水防団組織及び自主防災組織の活動強化対策

・洪水等による水害の警戒・防御及び被害の軽減を行う水防活動に備えるため、必要な体制・資機材を整備し、効果的な取組を支援することが必要である。(防災安全課)

・市民自らが地域において防災活動を推進するための自立的かつ継続的な支援を行い、自主防災組織を活発化させる必要がある。(防災安全課)

(m) 適時適切な避難指示等の発令

・国のガイドラインを踏まえた避難情報の発令基準に従った適切な避難指示等の発令を今後も継続して行う必要がある。(防災安全課)

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(a) 激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施

・地震や集中豪雨等により発生する土石流やがけ崩れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、急傾斜地の崩壊対策事業を進めるとともに、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」、「平成 30 年 7 月豪雨」により甚大な被害が発生した地域については、市民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力を維持・増進していくため、再度災害防止策として砂防施設等(砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜崩壊防止施設)の整備を集中的に実施する必要がある。(土木管理課)

(b) 治山施設の整備

・森林の荒廃により治水機能が低下し、豪雨による土砂流出等の被害が発生することから、災害防止機能を持つ森林を適切に保全するため、造林や間伐を進めるとともに、危険箇所については、予防治山、地すべり防止などの事業を促進する必要がある。(農林振興課)

(c・d) 土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化

・土砂災害等の兆候がある場合に、住民が的確な避難行動をとることができるよう、土砂災害ハザードマップを作成、更新、公表するとともに、警戒避難体制の構築などのソフト対策を進める必要がある。(防災安全課)

(e) 市民の防災意識の向上

- ・市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための自立的かつ継続的な支援を行い、自主防災組織を活性化させる必要がある。(防災安全課)

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生

(a・b) 防災情報通信基盤の整備

- ・市災害対策本部は、防災関係機関と連携し、災害対策に係る気象情報、河川情報等を県防災・行政情報通信ネットワーク、遠賀川情報通信システム、河川監視カメラ、インターネット等で監視し、警報等の迅速な伝達に備える必要がある。(防災安全課)
- ・迅速な災害対応を図るため、ワンストップ防災情報伝達システムを活用し、災害時の早急な職員の参集を行う必要がある。(防災安全課)

(c) 土砂災害時の避難判断に有効な情報の提供

- ・住民への的確な土砂災害警戒情報等を提供するため、Lアラート（公共情報コモンズ）の活用や情報システムの改良など、情報伝達手段の一層の複数化を実施するとともに、情報の精度向上を図り、テレビ、ラジオ等の報道機関と連携し、住民等へ確実かつ迅速に情報発信を行えるよう体制整備を図る必要がある。(情報政策課、防災安全課)

(d) 指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制

- ・発災時の指定避難所の運営においては、自主防災組織等を中心とした地域住民による自主的な避難所運営を研修や訓練を通じて周知していくとともに、避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外避難者の支援、避難所の施設管理者との連携を記載した避難所運営マニュアルを作成する必要がある。(防災安全課)

(e・f) 避難行動要支援者の避難支援

- ・避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、避難行動要支援者個別計画の策定を推進し、個別計画の策定に向け、システムの導入を検討していく必要がある。(高齢介護課)
- ・浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して「避難確保計画」を作成し、市に届出を義務付けることにより、要配慮者利用施設の避難体制強化を図る必要がある。(防災安全課)

(g) 福祉避難所への避難体制の整備の促進

- ・平成 28 年の熊本地震では、住民への周知不足から福祉避難所への避難が円滑に行われなかった事例があったことから、福祉避難所への避難体制を整備するため、福岡県と連携し、住民参加の研修会や避難訓練を実施する必要がある。また、時間によって受入れが出来ない福祉避難所も出てくる可能性があるため、福祉避難所の協力を得ながら、取組みを進める必要

がある。(防災安全課)

(h) 外国人に対する支援

・外国籍を有する市民等に向け、多言語化した避難情報や防災ガイド、避難所マップなどを掲載しているホームページを通じ、最新の災害情報を発信するとともに、様々な機会を活かして更なる周知を図る必要がある。(国際政策課)

(i・j・k・l) 防災教育の推進

・各小中学校で避難訓練等の実施や教職員に対する防災研修により、児童・生徒及び教職員の防災意識の向上に努めているが、これまで以上に学校・家庭・地域等が連携した防災教育を進める必要がある。(学校教育課)

・各小中学校において、児童・生徒及び教職員に対する体系的な防災教育を実施し、防災に関する基本的な知識や技術を付与することにより、基本的な防災力を確立させ「生きる力」を育むとともに、併せて、子どもから家庭へ、家庭から地域へと防災意識の浸透を図る必要がある。(防災安全課)

(m) 避難行動等の広報啓発

・過去の災害において、その多くが避難行動の遅れが原因で命を落としていることから、「いづか防災」を始めとした各種啓発用品を活用し、早期の避難行動に向けた普及啓発を図る必要がある。(防災安全課)

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地における食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止

(a) 公助による備蓄・調達

・福岡県備蓄基本計画（平成26年3月策定）に定められた目標量の食糧、生活物資、避難所運営に必要な資機材等の備蓄を行っていく必要がある。また、災害時における災害応急対策の実施に必要な食糧及び生活必需品等の物資やその保管場所並びに緊急輸送手段を確保するため、民間事業者等との間で協定の締結を進めて行く必要がある。(防災安全課)

(b) 自助・共助による備蓄の促進

・市民、事業所等各主体による備蓄を促進するため、市報やSNSなどあらゆる媒体を通じた広報・啓発を図る必要がある。(防災安全課)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(a・b・c・d) 道路防災対策の推進

- ・道路の防災対策、鉄道施設の耐震の強化、洪水・土砂災害・風水害、治山による避難道路の保全等の対策等を確実に推進する必要がある。(土木管理課・飯塚駅周辺整備推進課)
- ・中山間地域において、災害時に多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生が懸念されることから、道路機能維持のため、落石・崩土危険個所の解消を引き続き進める必要がある。(土木管理課)

(e・f) 災害発生時における機動的・効率的な活動の確保

- ・道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、ドローン・映像伝送用資機材等の活用、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの活用、地理空間情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取り組みを推進する必要がある。(防災安全課)

(g・h) 治山施設の安全性の確保

- ・治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、県への要望と合わせて連携し、安全性の確保も含めて情報提供を行う必要がある。(農林振興課)

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(a) 災害対応装備資機材等の整備・充実

- ・豪雨災害等に備え、ゴムボートや救命胴着等の救助資機材や土のう袋、ブルーシート等の応急対応資機材の整備を行っているが、更なる災害対応装備資機材等の整備・充実を図っていく必要がある。(防災安全課)

(b) 消防本部・消防署の耐震化

- ・災害時の防災拠点となる消防施設の耐震化、消防本部・消防署の計画的な維持管理が実施されるよう要請が必要である。(防災安全課)

(c) 常備消防の充実強化

- ・大規模災害が発生した場合に被害を最小限に抑えるため、飯塚地区消防組合負担金の適正な負担を行うとともに、近隣市町、消防一部事務組合において相互協定を締結し、常備消防力の充実強化を図る必要がある。(防災安全課)

(d・e) 消防団の充実強化

- ・地域防災力の中核となる消防団の充実強化、また、市民の安全を確保するため、計画的に防災訓練を行い防災意識の向上、消防車両をはじめとした装備の充実等を行うとともに、消防団活動の周知や加入促進も行う必要がある。(防災安全課)

・市内の事業所等に対して、従業員が消防団に入団しているなど消防団活動に協力している事業所に優遇措置を設ける「消防団協力事業所制度」を周知し、制度の拡充を図る必要がある。(防災安全課)

(f) 自主防災組織の充実強化

・自主防災組織の設立促進や活性化を図るため、地域住民の防災意識を高めることを目的とした講演会や、地域防災リーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取り組みを進めて行く必要がある。(防災安全課)

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

(a) 輸送ルートの確保

・緊急輸送道路となる道路の整備、橋梁の耐震対策・維持補修、電線の地中化や排水路の耐震対策等による輸送ルート途絶の影響を極力抑えるための対策を進める必要がある。(土木管理課)

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(a) 現場（急性期医療）の DMAT による医療支援

・県と連携し、「災害医療コーディネーター」を配置し、福岡県災害派遣医療チーム（DMAT）の待機、出動要請や、医療機関への協力要請などの調整業務を迅速に行うことにより、災害時の迅速な救命医療や避難所等における診療活動等を円滑に提供する必要がある。(医療保険課)

(b) 医療機関等との連携

・災害時に、迅速に医療体制を提供できるよう災害時医療活動に関する協定締結の継続のほか、地域医療機関等の活用を含めた連携体制の構築を図る必要がある。(医療保険課)

(c) 道路等の整備

・災害時における緊急車両の走行経路、物資輸送などの経路を確保するため、災害対策上、重要な路線の改良整備を行う必要がある。(土木管理課)

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(a) 感染症の発生・まん延防止

・感染症の発生及びまん延を防ぐため、関係機関と連携して感染症予防に向けた意識啓発に努めるとともに予防接種事業の推進を図る必要がある。(健幸保健課)

(b) 生活用水の確保

・大規模災害発生時には、被災地の水道水の供給に支障が発生する恐れがあることから、復旧までの期間において、水道水の応急復旧活動を行う必要がある。(上水道課)

(c・d・e) 下水道、農業集落排水処理施設及びし尿処理施設等整備による施設の機能確保

・大規模災害時、下水道施設、農業集落排水処理施設及びし尿処理施設等の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化・耐水化等、農業集落排水処理施設及びし尿処理施設等の耐震化等を進めるとともに、機能確保のための業務継続体制を整備する必要がある。(住宅課、土木管理課、下水道課、上下水道施設課)

・大規模災害時、下水道施設、農業集落排水処理施設及びし尿処理施設等の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、ストックマネジメント計画及び飯塚市下水道事業経営戦略に基づいて老朽管路、施設を計画的に改築更新し、機能確保のための業務継続体制を整備する必要がある。(下水道課)

2-7 劣悪な避難生活、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(a) 健康管理体制の構築

・県と連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、マニュアルを作成し、関係機関が連携して中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。(防災安全課)

(b) 福祉避難所の設置・運営

・設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の指定や、必要な物資・器材・人材の確保等、福祉避難所の設置・運営を適切に行うとともに、福祉用具の調達や福祉専門人材の派遣に関する関係団体との協定の締結等を通じて、福祉避難所における器材や人材の確保が必要である。(防災安全課、高齢介護課)

(c・d) 広域避難地としての適切な維持管理

・災害時に、大規模公園は広域避難地に指定されるため、広域避難地としての利用が快適なものとなるように、適切な維持管理に努める必要がある。(都市計画課)

・公園等ストック再編計画に基づき、公園の再編・整備を進め、広域避難地の指定を行うことと併せ、適切な維持管理に努める必要がある。(都市計画課)

(e) 現場の DWAT による福祉支援

・大規模災害時には、避難所等における災害関連死等の二次災害を防止する必要があることから、県に対して福岡県災害派遣福祉チーム（福岡 DWAT）の派遣要請を行い、専門

人材による要配慮者に対する適切な福祉支援を円滑に提供する必要がある。(防災安全課)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(a) 発災直後の職員参集及び対応体制の整備

・大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞等で、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集及び災害対応体制を整備する必要がある。(防災安全課)

(b) 防災の拠点となる公共施設の整備

・災害発生時における行政機能維持、防災拠点としての機能確保のため、市役所施設等の耐震化、耐災害性（浸水対策、停電対策、防火対策等）の強化、代替施設の確保等を推進する必要がある。(総務課)

(c) 業務継続体制の確保

・大規模災害において速やかな応急対策業務等が行えるよう、飯塚市地域防災計画に基づき定期的に訓練等を実施し、見直し等を行い、業務継続計画の充実を図る必要がある。また、職員一人ひとりがその内容を十分に理解し、非常時に実際に行動できるよう、平時から災害対応への意識を高めておく必要がある。(防災安全課)

(d・e) 受援体制の確保

・受援に係る災害対応能力の向上を図るため、受援体制、訓練の検証結果を踏まえた災害時受援計画の作成・見直しを行う必要がある。(防災安全課)

・大規模災害発生時に広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に災害対応を行うため、災害時受援計画に基づき、受援体制を整える必要がある。(人事課)

(f) 罹災証明の迅速な発行

・災害発生時に罹災証明書を迅速に作成できる体制を強化するため、罹災証明書の発行に係る必要人員の確保やシステムの早期導入について検討するとともに、住家被害認定の調査・判定方法についても研修が必要である。(防災安全課)

(g) 防犯、交通安全体制の確保

・県警本部と連携し防犯パトロールや防犯カメラ、防犯灯の設置又は交通安全の普及、交通環境の整備・改善等により防犯、交通安全施策を推進している。災害時にも市民の安全・安心な生活環境を維持するため、今後もこれらの施策の推進が必要である。(防災安全課)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

(a) 情報伝達手段の整備

・市民に確実かつ迅速に災害・防災情報を伝達するため、防災行政無線に加え、インターネットや緊急速報メール等による情報伝達手段の多重化を促進する必要がある。(防災安全課、情報政策課)

(b) 防災メールまもるくんの周知

・利用登録者に対して、災害・防災情報を電子メールで提供するシステムの「防災メールまもるくん」の登録者数の拡大に向け、広報誌での情報提供等を行い、周知を図る必要がある。(防災安全課)

(c) 災害・防災情報の利用者による情報入手手段の確保対策の促進

・災害、防災情報を確実に情報の受け手が受け取るためには、携帯情報端末へのエネルギー供給が重要であり、指定避難所や公共施設における非常時の電源確保を計画的に行う必要がある。(防災安全課)

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 電力供給ネットワーク等（発電所、送配電設備、石油・LPガスサプライチェーン等）の機能停止

(a) 防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化

・大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておくことが必要である。(防災安全課)

5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

(a・b) 水道施設の耐震化・老朽化対策

・水道施設の基幹管路や浄水場等の耐震化は、各更新（耐震化）計画等に基づき、更新時に計画的に行うが、膨大な量と多額の経費を要することから、アセットマネジメントの視点により業務量、経費の標準化を図る必要がある。また、災害時の電力遮断に備え、持続的な電力による水道施設の運転を確保するために、「災害時における資機材供給に関する協定書」に基づき、移動式非常用自家発電機の変電施設の整備を行う必要がある。(上下水道施設課)

・市内一円に網羅的に敷設されている配水管は膨大にあり、また、昭和40年代から50年代にかけて敷設されたものが多く、老朽化に伴いすでに更新時期を迎えているものや今後も多

くの更新施設がある。また、災害時の重要給水施設への配水管路更新は優先事項であることから、配水管の機能を将来にわたり確保していくためには、計画的、着実な更新（耐震化）の実施が必要である。（上水道課）

(c・d) 水資源の確保

- ・飯塚市立病院の防災・減災機能を強化し、貯水槽などのバックアップを確保する必要がある。（貯水槽において3日分の水道水の確保が可能）（企業管理課）
- ・猛暑・少雨等の気象条件により異常渇水になった場合に備え、ダム貯水率などの状況に応じた取水制限を段階的に行っていく必要がある。（上下水道施設課）

(e・f) 工業用水施設の老朽化対策

- ・大規模地震に備え、強靱で信頼性の高い施設の構築を図るため工業用水道管路の老朽化対策を検討する必要がある。（上水道課）

5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(a) 下水道施設等の耐震化・老朽化対策

- ・下水道施設（処理場、ポンプ場、管渠、汚水処理施設等）の老朽化対策や耐震化・耐水化等を着実に推進し、計画的な点検を行い軽微な異常は、修繕などの対策を行っていく必要がある。（環境整備課、住宅課、下水道課、上下水道施設課）

(b) 下水道 BCP の実効性の確保

- ・大規模地震・水害により下水道施設が被災した場合においても、市民・職員の安全を確保し、下水道施設の早期復旧のために必要となる対応を示した業務継続計画（平成28年度に策定）の実行力の向上と定着化を図るため災害時に必要な資機材と燃料供給体制の確保及び、人員配置などとその定期的な内容の見直しが必要である。（下水道課、上下水道施設課）

(c・d) 農業集落排水施設の老朽化対策

- ・農業集落排水処理施設については、老朽化した施設の機能診断を令和元年に実施したところであり、診断結果から、機能強化に向けた早期の検討が必要である。（農林振興課）

(e) 浄化槽の整備

- ・浄化槽については、飯塚市汚水処理構想（平成27年3月策定）に基づき、公共下水道事業計画区域並びにうぐいす台団地汚水処理施設、颯田中央東団地汚水処理施設及び内野地区農業集落排水処理施設の処理区域以外の住宅に対する浄化槽設置補助の交付により、老朽化した単独浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。（下水道課）

5-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

(a) 路線バス等地域公共交通の確保

- ・災害時に可能な限り市民の円滑な移動を確保するため、平時から道路管理者や運行事業者との連携を強化する必要がある。(公共交通対策課)
- ・災害発生に伴う運行内容の変更等について、円滑に情報共有できる体制を確立しておく必要がある。(公共交通対策課)

(b) 道路橋梁の耐震補強

- ・大規模災害時に道路ネットワークが長期にわたり寸断されないよう、地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、平成 25 年度に策定した「橋梁長寿命化実施計画」に基づき、計画的に補修、架け替え等を実施しており、今後も引き続き点検、補修等を行っていく必要がある。(土木管理課)

(c) 啓開体制の強化

- ・各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に効率的な啓開作業を行うための環境整備を行う必要がある。(土木管理課)

(d) 生活道路・幹線道路網の整備

- ・災害時に、消火活動・災害復旧活動などが有効に機能するよう幅員の狭い未改良区間の整備や歩道を設置するとともに、交通ネットワークが寸断されることのないよう幹線道路の整備を進める必要がある。(土木管理課、土木建設課、都市計画課)

5-5 食料等の安定供給の停滞

(a) 農地の防災・減災対策

- ・各施設の定期点検及び異常出水時の操作を行い、周辺地の農地災害発生を未然に防ぐとともに、既存の農地の湛水被害のリスクを軽減し、生産力を維持安定させるため、湛水被害が生じている地域を対象として、排水機、排水樋門、排水路等を整備する必要がある。(農業土木課)

(b) 農業水利施設の老朽化対策

- ・農業水利施設の劣化状況に応じた改修等の長寿命化計画を策定し、同計画に基づいた施設の整備、維持管理、大規模改修を行い、施設の老朽化対策を推進する必要がある。(農業土木課)

(c) 農道・林道の整備、保全

- ・避難路や輸送道路となる主要道路が被災し途絶した場合の代替道路や迂回路としての活用

が期待されている農道・林道トンネル、林道橋を点検・診断し、劣化状況に応じた改修等の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化対策を推進する必要がある。(農業土木課)

(d) 農業用ハウスの補強

・近年の台風等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性のない可能性のある農業用ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を促進する必要がある。(農林振興課)

(e) 卸売市場の流通機能の保全

・大規模災害時でも卸売市場の流通機能を維持し、市民生活に支障を来さないようにする必要がある。(農林振興課)

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーン（企業による供給連鎖）の寸断等による企業の生産能力低下や経済活動の機能停滞

(a) 企業のBCP(事業継続計画)の策定促進

・企業の事業継続計画（BCP）の策定は、災害発生時における企業の被害軽減と早期の事業再開の観点から、重要性が高いものであり、市内企業に対するBCPの策定や、平時からの取組（BCP）についても支援が必要である。また、サプライチェーンを構成する企業のBCP/BCM（事業継続マネジメント）についても促進する必要がある。(商工観光課)

(b) 商工業者への事業継続支援

・被災商工業者の事業の継続、早期再開のためには、個々の状況に応じた支援を行う必要がある。このため、平時から県や商工団体等との連絡体制を整備し、情報を共有するなど、関係機関との連携に取り組む必要がある。(商工観光課)

(c) 事業継続力強化支援計画の策定促進

・事業所の事業継続力を強化するため、商工会議所・商工会と共同で防災意識の向上活動、BCP、災害時の情報収集等を定めた支援計画を策定する必要がある。(商工観光課)

(d) 代替性確保や信頼性を高めるための道路整備

・国道201号八木山バイパスは昭和60年2月より暫定2車線の有料道路として供用開始し緊急輸送道路として位置付けられている。事業費償還による平成26年10月の無料化以降、通行車両の増加、渋滞の発生、事故等による通行止めが発生するなどの要因から平成31年度に八木山バイパス4車線化の事業化が決定し工事進捗が図られているが、全線開通は令和11年度中であり、想定を超える大規模自然災害等からの復旧、復興活動に資する道路でもあり地域強靱化を推進するためにも4車線化及びフルインター化の道路整備の早期完成を国へ向けて要望する必要がある。(建設政策課)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 沿線・沿道の建物倒壊

(a・b) 空き家等の適正管理

・災害発生時の倒壊等による被害を防ぐため、所有者等に空き家等の適正管理についての助言・指導を行い、二次災害を発生させない啓発を進めるとともに、旧耐震基準の家屋撤去の促進等を県や関係機関と連携し進めていく必要がある。(建設政策課)

7-2 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生（農地、森林等の荒廃による被害を含む）

(a・b) ため池の防災・減災対策

・下流域にある人家の数や保育所等の重要公共施設の有無等を考慮し耐震調査等を実施し、大規模地震や洪水により決壊の恐れがある農業用ため池について、洪水や地震に対する補強・老朽化に対する改修・堤体の開削による廃止等整備を進め、災害を未然に防止する必要がある。(農業土木課)

・防災重点ため池リストの中から地震・集中豪雨などで決壊の恐れがあるため池について、被害の範囲、避難経路、避難場所などの情報を掲載したハザードマップを作成し、住民に防災意識の啓発や災害時の避難場所・経路を周知する必要がある。(農業土木課)

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

(a) 大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等

・流出事故等に対応するため、汚染・有害物質の種類に応じた事故対応マニュアル等により迅速に措置を講ずることとし、関係機関による訓練を通じて対応や体制・装備資機材の整備等を徹底する必要がある。(環境整備課)

(b) 毒物劇物の流出等の防止

・災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、事故発生時における関係行政機関及び取扱事業者との連絡・協力体制の確保等を行っていく必要がある。(環境整備課)

7-4 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

(a・b) 正しい情報発信

- ・風評被害による商店街団体や各種業界団体等への事業活動の影響を防ぐため、県や関係団体等と連携し、正しい情報を発信するべく、状況に応じて発信する情報や発信手段をシミュレーションしておく必要がある。(商工観光課)
- ・二次災害による農産物等に対する風評被害の防止等を図るため、国・県・各関係団体等で連携体制を更に強化し、正しい情報を発信するべく、状況に応じて発信する情報、発信経路をシミュレーションしておく必要がある。(農林振興課)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(a) 災害廃棄物の一時保管場所の確保

- ・災害廃棄物の一時保管場所については、公共施設や市有地などを中心に、平時活用と災害対応の両面を考慮し、予め選定・確保しておく必要がある。(環境対策課)

(b) 災害廃棄物処理体制の整備

- ・災害時に大量発生する災害廃棄物の収集運搬・処理体制について関係機関と連携し、市民の安全や環境面での安全、安心を確保する必要がある。(環境対策課)
- ・平成 29 年及び平成 30 年の豪雨災害において、被災地の迅速な復旧・復興のため、被災市町村からの被災廃棄物の広域処理要請に応じ支援を実施してきており、今後、災害廃棄物処理計画の策定を行い、その実効性の向上に向けた体制の整備が必要である。(環境対策課)

8-2 復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

(a) 防災担当職員等の育成

- ・防災担当職員を育成するため、県と連携して講習会の開催、講師の派遣、実践的な能力を高めるための演習を行うことや、緊急初動班の訓練や職員に対する研修会の開催等の取り組みを行う必要がある。(防災安全課)

(b) 公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築

- ・大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が有効に機能するよう実効性を高める必要がある。(土木管理課)

(c・d) 災害ボランティア活動の強化

- ・防災、ボランティア等、地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援や交流

の場の充実・拡大等により促進する必要がある。(防災安全課)

・社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの人材育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行う等、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する必要がある。(防災安全課)

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ

(a) 地域コミュニティの活性化

・地域の絆や人と人の繋がりは、地域の災害対応力に密接な関係があり、大規模災害が発生した場合、救助活動やその後の復旧・復興などに関して、地域コミュニティの担うべき役割が重要となることから、自主防災組織や自治会をはじめとする地域コミュニティを再生し、併せてその活性化を図っていく必要がある。(防災安全課)

(b) 拠点施設や避難所の確保

・地域コミュニティの拠点施設であり、災害時には避難所として利用される交流センターの建設、修繕、耐震補強を行う必要がある。(地域振興課)

(c) 貴重な文化財への対策

・利用者等の安全確保を図り、展示物・収蔵物被害を最小限にとどめるために、市文化施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、施設の耐震化、風水害や火災への対策、防火設備の整備等を進める必要がある。また、文化財については、被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。(文化課)

8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(a・b) 応急仮設住宅の迅速な提供

・災害発生時における被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅に関する応急的な住宅支援について、平成 29 年度に県が取りまとめ作成した「災害時における住宅支援手引書（平成 30 年 3 月）」等により、関係団体等との情報共有を図っておく必要がある。(住宅課)

・大規模災害後、建設型仮設住宅の建設地の選定及び借上型仮設住宅の制度協議に時間を要し、住家を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障を来すおそれがあることから、平時から建設型仮設住宅の建設候補地の検討及び借上型仮設住宅の制度設計等が必要である。(住宅課)